

災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱延長期間

(1) ミャンマー・サイクロン災害

自治体名等	送付先	取扱延長期間
日本赤十字社	〒105-8521 東京都港区芝大門1丁目1番3号 日本赤十字社 「ミャンマー・サイクロン災害」救援金窓口	平成20年6月11日(水)から 平成20年7月10日(木)まで

(2) 中国大地震災害

自治体名等	送付先	取扱延長期間
日本赤十字社	〒105-8521 東京都港区芝大門1丁目1番3号 日本赤十字社 「中国大地震災害」救援金窓口	平成20年6月11日(水)から 平成20年7月10日(木)まで

通常払込みによる災害義援金の送金先及び取扱延長期間

(1) ミャンマー・サイクロン災害

加入者名	口座記号番号	取扱延長期間	備考
日本赤十字社	00110-2-5606	平成20年6月11日(水)から 平成20年7月10日(木)まで	払込取扱票の通信欄 に「ミャンマー・サイクロン」と記入してください。

(2) 中国大地震災害

加入者名	口座記号番号	取扱延長期間	備考
日本赤十字社	00110-2-5606	平成20年6月11日(水)から 平成20年7月10日(木)まで	払込取扱票の通信欄 に「中国大地震」と記入してください。